

財政學概要

青木信治著

文雅堂銀行研究社

財政學概要

青木信治 著

文雅堂銀行研究社

財政学概要

昭和 55 年 6 月 25 日 初版印刷

昭和 55 年 7 月 1 日 初版発行

価 2,000円

著 者 青 木 信 治

発行者 所 種 彦

印刷者 鈴 木 雅 夫

発行所 株式会社 文雅堂銀行研究社

〒102 東京都千代田区九段北 1-2-6 国松ビル

電話 (03) 265—1741 郵便振替東京 2—344 番

7371

ISBN4-8304-0227-X

C 3003 ¥ 2000 E

序 文

わが国における現下の財政を資料にしながら、財政学について概説をこころみたのが、この書である。

この書のねらいは、比較的短期間に、現実にも則した財政学を勉強したいと思うかたがたの要望に沿う点にある。したがって、どうしても必要不可欠と見做されることだけにしぼって書きおろした。

帰国して間もない速成で、遺憾な点ばかりかと考える。大方読者諸賢の御寛恕を伏して乞う次第である。

昭和五十五年四月三日

財政学概要 目次

序文	1
第一章 財政とは何か	1
第一節 財政の本質とその目的	1
第二節 財政の役割とその推移	6
第三節 財政民主主義とその経緯	9
第四節 わが国における財政民主主義とその問題点	13
第二章 財政の仕組はどのようなになっているか	17
第一節 予算とはどのようなものか	17
一 財政民主主義の原則	17
二 予算の語義	18

三	予算の語源	一九
四	予算の原則	二〇
五	予算の機能	二四
六	会計年度	二五
七	予算の種類	二七
(一)	一般会計歳入歳出予算	二七
(二)	特別会計歳入歳出予算	三三
(三)	政府関係機関収入支出予算	三六
八	予算の態様	三六
(一)	審議手続別予算の態様	三七
(二)	集計技術別予算の態様	四〇
(三)	会計技術別予算の態様	四一
九	予算の循環	四三
(一)	予算編成	四三
(二)	予算の執行	四七
(三)	決算	四九

(四) 議員立法の予算編成	五〇
二〇 民主的予算制度の発達	五一
(一) 西欧における沿革	五一
(二) わが国における沿革	五五
第二節 財政投融资とはどのようなものか	五九
一 財政投融资計画の特性	五九
二 財政投融资計画の内容	六一
(一) 財政投融资の原資	六三
(二) 財政投融资の運用	六四
三 財政投融资の役割	六五
四 財政投融资の弊害	六八
第三節 国庫制度はどうなっているか	六九
一 国庫制度の特性	六九
二 国庫金	七一

(一) 国庫金の種類	七一
(二) 国庫金の保管形態	七三
三 国庫収支	七三
第四節 国有財産はどうなっているか	七五
一 国有財産の定義	七五
二 国有財産の種類	七七
第三章 経費論	八一
第一節 経費の定義	八一
第二節 経費生産力説	八三
一 マンの経費生産力説	八三
二 ペティの経費生産力説	八四
三 スミスの経費生産力説	八五
四 リストの経費生産力説	八六

五	ワグナーの経費生産力説	八七
六	ピーコックとワイズマンの経費生産力説	八七
七	ケインズの経費生産力説	八八
八	マルクスの経費生産力説	八八
九	現代「近代経済学」の経費生産力説	八九
第三節	経費の分類	九三
一	所管別（組織別・機関別）分類	九三
二	主要経費別分類	九四
三	目的別（機能別・職能別）分類	九五
（一）	目的別分類の学説史的展開	九五
（二）	わが国予算における目的別分類	九六
四	使途別分類	九八
五	経済効果別分類	九八
（一）	投資的経費と消費的経費	九八
（二）	非移転的経費と移転的経費	九九

(三) わが国における経済効果別分類	一〇七
--------------------	-----

六 その他の分類	一〇七
----------	-----

第四節 経費の内容	一〇八
-----------	-----

一 社会保障関係費	一〇九
-----------	-----

(一) 生活保護費	一〇九
-----------	-----

(二) 社会福祉費	一一〇
-----------	-----

(三) 社会保険費	一一一
-----------	-----

(四) 保健衛生対策費	一一二
-------------	-----

(五) 失業対策費	一一三
-----------	-----

二 文教および科学振興費	一一三
--------------	-----

(一) 義務教育費国庫負担金	一一四
----------------	-----

(二) 国立学校特別会計へ繰入	一一四
-----------------	-----

(三) 科学技術振興費	一一五
-------------	-----

(四) 文教施設費	一一五
-----------	-----

(五) 教育振興助成費	一一五
-------------	-----

(六) 育英事業費	一一六
-----------	-----

三	国 債 費	二六
四	恩給関係費	二六
五	地方財政関係費	二七
	(一) 地方交付税交付金	二七
	(二) 臨時地方特例交付金	二七
	(三) 借入等利子財源繰入	二八
六	防衛関係費	二八
七	公共事業関係費	二八
八	経済協力費	二九
九	中小企業対策費	二九
一〇	エネルギー対策費	三三
二	食糧管理費	三三
三	その他の事項経費	三三
三	公共事業等予備費	三三

予備費	13
-----	----

第四章 収入論	13
---------	----

第二節 収入一般論	13
-----------	----

一 収入の定義	13
---------	----

二 収入の分類	16
---------	----

(一) 伝統的の分類	16
------------	----

(二) 予算上の分類	16
------------	----

(三) 公経済的收入と私経済的收入（強制的収入と任意的収入）の分類	19
-----------------------------------	----

(四) セリグマンによる分類	19
----------------	----

(五) ドールトンによる分類	20
----------------	----

(六) レプケによる分類	21
--------------	----

二 収入の歴史	22
---------	----

(一) 原始共同体の収入	22
--------------	----

(二) 古代国家の収入	25
-------------	----

(三) 中世国家の収入	26
-------------	----

四 近代国家の收入	一三九
第二節 租 税 論	一四三
一 租税の定義	一四三
二 租税の特質	一四三
三 租税の目的	一四四
(一) 経費充當の目的	一四五
(二) 經濟政策の目的	一四五
(三) 社会政策の目的	一四六
四 租税根拠論	一四七
(一) 公需説	一四七
(二) 応益説 (利益説・交換説)	一四八
(三) 保険料説	一四九
(四) 新応益説 (新利益説・新交換説)	一五〇
(五) 犠牲説 (義務説)	一五一
(六) 搾取説 (勢力説)	一五一
五 課税原則論	一五三

(一)	スミスの課税原則論	一五三
(二)	ワグナーの課税原則論	一五四
六	租税転嫁論	一五五
(一)	租税転嫁論の意義	一五五
(二)	転嫁の形態	一五五
七	租税制度論	一五九
(一)	単税制度	一五九
(二)	複税制度	一六三
(三)	租税の分類	一六三
(四)	租税構造	一六七
(四)	租税特別措置	一六七
第三節	公 債 論	一六九
一	公債の特質	一六九
(一)	公債の定義	一六九
(二)	公債の特徴	一七一
(三)	公債の沿革	一七三

二 公債の学説……………一七三

(一) 公債発行否定論……………一七三

(二) 公債発行肯定論……………一七五

(三) 公債発行折衷論……………一七六

三 公債の方法……………一七六

(一) 公債の発行……………一七六

(二) 公債の借換え……………一七八

(三) 公債の整理……………一七八

(四) 公債の償還……………一七九

(四) 公債の破棄……………一七九

四 公債の分類……………一八〇

(一) 国債と地方債……………一八〇

(二) 内国債と外国債……………一八一

(三) 短期債と長期債……………一八一

(四) その他の分類……………一八二

付 表

I 一般会計歳入歳出予算 一八三

II 特別会計歳入歳出予算 一八六

III 政府関係機関収入支出予算 一九四

IV 昭和55年度租税及び印紙収入予算額 一九六

附 録

司法試験問題解答例 一九九

外交官試験問題解答例 三三九

国家公務員上級職甲種試験問題解答例 三三九

後 記 二四五

第一章 財政とは何か

第一節 財政の本質とその目的

財政学の講義では、まず何を描いても、冒頭、財政とは何かについて語るのが通例となっている。しかし、よく考えてみれば、財政とは何かについて完璧に述べられたとしたならば、財政学の講義はそれで終了できたといつていい。したがって、財政とは何かについて語るとしても、それはあくまでそのおおよその内容を取り敢えず明示しておく程度のものであるべきであろう。

ひとくちに、財政の内容といっても、それは、財政の本質、すなわち、財政が財政としてあるためにもっている特質を明らかにすることであるのか、財政がどのような目的に利用されているかを明らかにすることであるのか、はっきりしない。しかし、わたくしをしていわしむるならば、財政とは何かについて説明するとしたならば、少なくとも、その内容として、財政の本質と